



# Convention on the Rights of Persons with Disabilities

Distr.: General  
29 March 2018

Original: English

---

## Conference of States Parties to the Convention on the Rights of Persons with Disabilities

### Eleventh session

New York, 12–14 June 2018

Item 5 (b) (i) of the provisional agenda\*

### Matters related to the implementation of the Convention: round table discussions

(資料 1 : ラウンドテーブル 1 背景説明 仮訳)

## 条約の実施を強化するための 国家財政の余地、官民パートナーシップ、国際協力

事務局

この文書は、事務局が国連主催者、市民社会および関連するステイクホルダーの協力を得て、ラウンドテーブルでの議論のテーマである「国家財政の余地、官民パートナーシップ、条約の実施を強化するための国際協力」を進行するために用意された。事務局長は、会議事務局の承認を得て、第 11 回障害者権利条約締結国会議に、この文書を伝達する。

---

\* CRPD/CSP/2018/1.

## はじめに

1. 「国家財政の余地、官民パートナーシップ、条約の実施を強化するための国際協力」というテーマに関するこの文書は、障害を包摂する政策とプログラムの資金調達、条約の実施と障害者の視点から持続可能な発展のための2030年アジェンダ<sup>1)</sup>の実現をどのように支援するか全体の像を提供する。障害者は、利用可能なすべての資源を使用して権利を行使する相当な機会を得ることは実証されている。

2. 障害者の人権を非差別的な方法で完全に実現させるという視点で、国の財政の余地、官民パートナーシップ、および国際協力は、障害を包摂する政策・プログラム・プロジェクトの資金源としてさらに拡大する必要がある。財源不足以外の要因が、障害者の施設・仕組み・意思決定のプロセスからの政治的・経済的・社会的な排除を永続させる可能性があることに注意することも重要である。

## 国際規範的枠組

3. 条約は、明示的な社会開発関連の側面を有する人権文書であり、障害者のすべての人権の実現を確保する国の義務を定める。条約は、障害者が効果的に人権を行使するために適用が必要な分野、障害者の人権が侵害されてきた分野、および彼らの人権の保護が強化されなければならない分野を示す。条約は、国の責任について、アクセシビリティ・自立した生活・コミュニティへの包摂・個人の移動・包摂的な教育・健康・ハビリテーションとリハビリテーション・仕事・生活と社会保護の適切な基準・条約の実現における国際協力を扱う（第9、19、20、24-28および32条）。

4. 2013年に、ミレニアム開発目標および障害者に関して国際的に合意された他の開発目標に関する国連総会の首脳会議において、行動指向の成果文書（決議68/3）が採択され、その中で以下が約束された。

(a) 障害に関連するニーズを満たすために社会的保護を強化し、社会的保護の観点に基づく関連枠組みへのアクセスを促進する。たとえば、所得支援、適切で手頃な価格のサービスへのアクセス、補装具やその他の補助（介助）が含まれる。

(b) あらゆるレベルの開発において持続可能なベースで障害を主流化するために、公的および民間の資源を動員することを奨励し、民間部門の企業には公的部門および市民社会とパートナーになることを促す。

(c) 地域開発銀行および国際開発銀行および金融機関に、すべての開発努力および貸出メカニズムに障害を含めることを奨励する。

5. 2030年のアジェンダでは、締結国は普遍的な目標を達成することを約束した。その目標は、同時に、障害者にも適用されて、各国独自の持続可能な開発目標を通じて行われるが、条約第32条に沿って、国の財政枠組みと国際協力の統合により支援される。

6. 2015年に採択された第3回開発資金調達国際会議（決議69/313）のアディスアベバ行動目標<sup>2)</sup>は、2030年のアジェンダの実施に包摂的な方法で重要な貢献をし、障害者の権利を考慮する。アディスアベバ行動目標では、締結国は以下の約束をした。

(a) 障害者に社会的保護を提供する。

- (b) 障害者にアクセス可能なインフラの開発を推進する。
- (c) 労働市場への障害者の完全参加を奨励する。
- (d) 障害児まで含めたすべての人に質の高い教育を提供する。
- (e) 障害に対して敏感に対応できるように、教育施設の質を向上させる。
- (f) 障害者のために技術のアクセシビリティを推進する。
- (g) 障害によって分別されたデータを増やし利用する。

7. キャパシティが限られている国では、公的開発援助（ODA）は公的資源の動員にとって重要である。したがって、アディスアベバ行動目標では、先進国は ODA を増やす努力、および ODA 目標に到達するための追加の特別な努力を求められた。これを基にして、2017 年の開発資金調達に関するフォーラムにおいて、締結国はいかなる国も人も取り残されることがないことを確保し、挑戦が最大となる領域に努力の焦点を当てることを再確認した。これには、最も遅れている人々を包摂し参加させることを確保することが含まれる（[E/FFDF/2017/3](#)、パラグラフ 3）。

### 課題および挑戦

8. 経済的および社会的不平等に取り組むためには、専用の投資が必要である。さもなければ、障害者は取り残される可能性がある。条約に定められている義務には財政面での実行がある。たとえば、物理的環境へのアクセスを可能にすること、一般の意識向上キャンペーンの実施、公務員に対する障害者の権利に関する研修、障害児が包摂的な教育を受けるための支援の提供に関する資金である。これらの義務は国内外で存在するため、国の財政政策および官民パートナーシップだけでなく、国際協力にも関連している。

9. 障害に関するデータは不足しているため、障害者の権利を実現するために配分された国家財政の水準を完全に把握することは困難である。

10. 一般に、社会的保護については他の権利よりも多くのデータが入手可能であり、2016 年には世界中の重度障害者の 28%のみが障害給付を受けていることを示した。社会的保護がそれを受け取る障害者の包摂に取り組んでいるかどうかは、補償範囲だけでなく移転の妥当性にもよる。受け取った給付が所得保障を確保するのに不十分な可能性がある場合もあり、グループ間の所得格差を埋めるのに不十分な可能性もある（[A/72/211](#) 参照）。

11. 締結国の約 48%は、部分的または完全な非拠出型の制度を通じて定期的な障害給付を提供し、44%は現金拠出制度のみを提供している。<sup>1</sup>部分的または完全な非拠出型の制度が提供されている国では、27 カ国が障害プログラムを広く提供している。60 カ国において、障害プログラムの適格性は、手段に関してテストされている。補償範囲の特徴に関しては、重要な地域差が観察されている。

12. すべての市民に対して、成果と機会の平等を達成するという目的に沿って、障害者に関するより広い社会政策に社会保障政策を組み込むことが重要である。これは、条約の目的に沿っている。特に、全障害者の人権と基本的自由の完全かつ平等な享受を促進し、保護し、確保すること、およびその固有の尊厳の尊重を促進することである。例えば、知的障害や心理社会的障害者にとっ

<sup>1</sup> 国際労働機関の世界社会保護報告 2014/15: 経済回復、包摂的開発と社会正義の構築 (G ジュネーブ、2014) を参照。

ては、社会的障壁を取り除き、地域社会に包摂すること（つまり、施設から地域に移行すること）を実現するためには費用がかかる。包摂的な教育についての証拠の確固たる基盤を作り出すための投資が必要である。他の財政的準備には、パーソナルアシスタンス（介助）、手話通訳、盲導犬などの合理的な配慮の費用が含まれる。

13. 条約に基づく締約国の義務は、民間部門との相互関係にも及ぶ。各国は、民間部門やその他の主体による侵害から障害者の権利を守る義務を負っているだけでなく、積極的な措置を講じなければならない。例えば、その分野における障害者の雇用促進などである。国際労働機関（ILO）は ILO ビジネスと障害グローバル・ネットワーク<sup>3)</sup>を設立した。多国籍企業、雇用者組織、ビジネスネットワークおよび障害組織やその他の資源団体から構成され、障害者を職場や戦略的な事業計画に含めることを支援する。このネットワークはビジネス主導型で会員ベースのイニシアチブであり、障害者が尊重され、包摂的で、障害者の雇用、維持、専門性の開発を促進するような職場文化の発展を育成する。<sup>2</sup>

14. 国レベルでは、障害者のためのサービスに融資し、社会への包摂を促進するための官民パートナーシップの使用は、権利に基づいたアプローチに従い、完全な透明性と説明責任を確保しながら、条約に基づいて実施されるべきである。障害者に関する官民パートナーシップの影響について、さらなる研究が必要である。

15. 2006 年の条約の採択以来、障害者のための特別なプログラムの資金調達において国際協力がますます重要な役割を果たしてきた。開発プログラムにおける障害者の権利の認識を確保するための世界的な取り組みは増加しているが、他の周辺領域のグループに比べて資金調達は低いままである。経済協力開発機構（OECD）によると、主流の開発プログラムが障害者を完全に包摂することは依然としてまれである。

16. 障害者の権利を促進するための国連パートナーシップは、年間約 300 万ドルから 500 万ドルを約束している。これに対し、国連児童基金は、児童の権利に関する条約の約束を履行するために 60 億ドルを保有し、女性差別撤廃条約の約束を履行するためにジェンダー平等と女性のエンパワーメントをめざす国連機関（UN Women）<sup>4)</sup>は年間 7 億 5,000 万ドルを約束している。障害者に対する約束に関するこの格差は、国連システムによって取り残されるリスクを高めている。

17. 障害ネットワークに関するグローバルアクションは、二国間および多国間の援助資金供与者および機関、国際開発プログラムおよび人道援助活動に障害者の包摂を強化するために機能する民間部門および財団を調整する機関である、国際協力の仕組みの一例である。ネットワークは、障害者の団体と持ち回りの援助国が共同議長を務め、既存のパートナーシップを強化し、障害者の権利をグローバルな開発イニシアチブに包摂することで、障害者の権利のプロファイルをグローバル、地域、国家レベルで向上させる。

## 今後の道のり

18. 野心的な 2030 年のアジェンダを達成し、「誰も取り残されない」ことを確保するためには、国家財政の余地を強化して障害者が利用できるようにすること、国際協力が開発プログラムへの障害者の包摂を強化すること、民間部門

<sup>2</sup> [www.businessanddisability.org/index.php/en/](http://www.businessanddisability.org/index.php/en/) 参照

の関与が条約と整合することが不可欠である。それらの条件は、開発のための資金調達のプロセスのすべての段階において、開発の代理人および受益者として、障害者およびその組織の有意義な参加を必要とするであろう。

19. 障害者を包摂する政策の資金調達のために官民パートナーシップを強化する努力は、権利に基づくアプローチに従い、透明性と説明責任を確保しつつ、条約を完全に遵守するべきである。

20. ODA の形での国際協力は、適切に方向づけられれば、包摂的な開発を推進し、障害者の教育・雇用、社会的保護・情報通信技術およびその他の機会・サービス・インフラへのアクセスを促進することができる。さらに、アディスアベバ行動目標（決議 69/313、パラグラフ 52）で約束されているように、最貧国への ODA シェアの低下を逆転させることも、これらの国々が障害者を包摂する開発に移行するのを支援する可能性がある。アディスアベバ行動目標では、締結国と企業部門は、地域および国家機関と協力して活動することも奨励されている。開発のための資金調達において、障害者団体が関与すると、障害者のニーズはより適切に指摘される。さらに、以下の措置を講じることで、障害者を包摂する開発のための資金調達が推進することができる。

(a) 国および国際的な資源の動員と実行に際して、アクセシビリティを規格の要とする。これにより、サービスとインフラを開始時点からすべての者が利用できるようになるであろう。

(b) 支援機器、地域密着型サービス（CBS）、社会保護制度、雇用と自己雇用（自営業）の支援など、障害に関連する支援サービスに割り当てられる国内外の資源の量を漸増させること。

(c) 予算および財政政策の設計、実施、資金調達および監視において障害者を包摂するアプローチを使用すること。

(d) 透明性と説明責任を実現し、持続可能な開発のための資金調達が最も周縁の人口に達することを確保するために、障害によりデータを分別すること。

21. 進展に伴い、以下の点を考慮する必要がある。

(a) 政府は、障害者の効果的な包摂と条約の実施を支援するために、専用の資源の割当てを徐々に増やすべきである。

(b) 利害関係者は、条約に沿って、障害者の権利を促進するための官民パートナーシップの可能なモデルを探るべきである。民間部門の主体は、公的部門と協力して活動しているかどうかに関わらず、障害者の権利を尊重すべきである。また、条約の実施を支援し、持続可能な開発目標を達成する視点からは、障害者のための政府資金調達が民間の金融が補完すべきである。

(c) 国際協力を携わる機関は、主流化と目標を絞ったアプローチを用いて、その開発援助プログラムに障害者を包摂しなければならない。

(d) 「誰も取り残さない」という責務の中に障害者が含まれることを示すためには、国レベルおよび国連システムを含む世界レベルで障害者への資源配分を追跡し報告することが提案される。障害者をすべての資源配分プロセスにおいて、専門家として含めるべきである。

## 質問と検討

22. 以下の質問をラウンドテーブルディスカッションでの議論のために提示する。

(a) 障害者の権利に、さらに責任をもつ目的を達成するために、国の財政上の余地を変更または設計することについて、政府がどのような努力をしているか（例えば、国の税制度、特に、障害者への税制優遇）。

(b) 国の財政の余地、官民パートナーシップおよび国際協力の問題に関して、市民社会および国内人権機関の代表者と包摂的な対話を行うことで、いかにして条約の実施を強化することにつながるか。

(c) 条約と 2030 年の持続可能な開発アジェンダの実施を視野に入れ、官民パートナーシップが障害者に提供する機会について、締結国と民間部門が理解するために取られた措置は何か。

(d) 最貧国と途上国において、障害者のためのプログラムと政策国際協力に効果的に利益をもたらした国際協力に関して、どのような最近の好事例を挙げることができるか。

(e) 障害者に関して、条約の履行と 2030 年のアジェンダの実現のための財務的約束を追跡するために、国連の開発システムはどのように能力を向上すべきか。

(訳語注)

1) 国連広報センターの HP 参照

[http://www.unic.or.jp/activities/economic\\_social\\_development/sustainable\\_development/2030agenda/](http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/)

2) 日本外務省の 訳を 参照

[http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page22\\_002123.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page22_002123.html)

3) は ILO の HP を 参照

[http://www.ilo.org/tokyo/information/pr/MQMS\\_419765/lang--ja/index.htm](http://www.ilo.org/tokyo/information/pr/MQMS_419765/lang--ja/index.htm)